令和８年度　さいたま市立植竹小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立植竹小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

Ⅱ　本校のいじめの問題に対する基本姿勢

１　「いじめは絶対に許されない」という認識をもちます。
２　いじめられている児童を絶対に守り抜きます。
３　学校が一丸となって組織的に※１対応します。
４　いじめの早期発見・早期対応に努めます。
５　いじめ防止も含め、児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を育む教育活動を推進します。
６　家庭と連携・協力して事後指導※２にあたります。

※１　特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的な対応を行うものとする。
※２　事後指導にあたる際は、Ⅲ－②に充分に配慮した上で見届けを行うものとする。

Ⅲ　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

○いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の２つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも３か月以上の期間継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

Ⅳ　組織

○学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった際は緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、PDCA サイクルの実行を含め、見直しを行う。

1　いじめ防止対策委員会（**「いじめ防止対策推進法」第２２条**）

（1）　目　的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）　構成員：校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

※必要に応じて、次の関係者を構成員として招集できる。

さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA 会長、主任児童委員、民生委員、学校運営協議会委員、警察関係者等

（3）　開　催

ア　定例会（各学期１回程度開催）

イ　校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

ウ　臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4）　内　容

ア　学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ　教職員の共通理解と意識啓発

ウ　児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ　個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
オ　いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
カ　発見されたいじめ事案への対応
キ　構成員の決定
ク　重大事態への対応

2　子どもいじめ防止対策委員会
（1）　目　的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
（2）　構成員：児童会長、計画委員、各委員会委員長
（3）　開　催：計画委員会時に随時開催、いじめ撲滅月間（6月）
（4）　内　容
ア　いじめ撲滅に向けた話合いを主体的に行う。
イ　話し合いの結果を学校に提言する。
ウ　提言した取組を、実行・推進する。

Ⅴ　いじめの未然防止

1　道徳教育の充実
（1） 教育活動全体を通して
○「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教職員の協力体制を整える。
○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
（2）道徳の時間を通して
○「いじめ撲滅強化月間」（6月）を中心に、「2　主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
2　「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
○実施要項に基づき、本校児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
・校長による講話
・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
・簡易アンケート等の実施

3　「人間関係プログラム」を通して

（1）「人間関係プログラム」を通して

○「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

○「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイングを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

（2）直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

（3）「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4　「いのちの支え合い」を学ぶ授業

○悩みやストレスへの対処法、友人との好ましい関係づくりや助け合いのスキルについて指導する。全学年で実施。

5　メディアリテラシー教育を通して

（1）「携帯・インターネット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施：５年生で実施

6　保護者との連携を通して

（1）いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

（2）子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

（3）子どもに基本的生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る。

Ⅵ　いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1　日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

・児童の些細な変化に気づくこと

・気付いた情報を確認・共有すること

・情報に基づき、アクションを起こし、速やかに対応すること

・ICT の活用：各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な児童への声かけ、面談の実施　等

（1）健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底　等

（2）授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている　等

（3）休み時間：一人ぼっち、からかわれている、保健室や職員室への来室が多い　等

（４）給食：班から机を離して食べる、班との交流がない、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる　等

（５）そうじ中：班との交流がない、当番を押し付けられる、いつも拭き掃除をしている　等

（６）登下校：一人ぼっち、一人ですぐ帰る、教室に残る、荷物を持たせられる　等

２　「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

（１）アンケートの実施：毎学期１回

（２）アンケート結果：職員室机上端末にて全職員が閲覧可能。情報を共有する。

（３）アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談内容については、記録を取り、内容を管理職・教育相談主任・生徒指導主任・学年主任で共有し、保管する。

３　毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

（１）簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

（２）いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

４　教育相談週間の実施

（１）年１回、１０月に教育相談週間を設定する。

（２）保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①教育相談だよりの発行

②「毎日が教育相談日」の実施

（３）児童が相談しやすい体制づくりに努める。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談の実施。（希望者）

５　保護者アンケートの実施

（１）アンケートの実施：２学期

（２）アンケート結果の活用

保護者の声や要望などに応じ、必要があれば児童と面談や教員同士で体制の確認等を行う。

６　地域からの情報収集

（１）民生・児童委員・主任児童委員：年１回、定例会で情報収集・共有を行う。

（２）防犯ボランティア：年４回、定例会で情報収集・共有を行う。

（３）学校運営協議会委員：年３回、定例会で情報収集・共有を行う。

Ⅶ　いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、**「いじめに係る対応の手引き」に基づき**、対応する。また、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的な対応を行うものとする。

○　校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
　　構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○　教頭は、情報を集約し、校長に報告する。
　　校長の指示のもと、組織的な対応の全体指揮を行う。

○　教務主任（主幹教諭）は、学年や担任から情報を集約し、校長・教頭に報告する。
　　校長・教頭の指示のもと、学年や担任に対して指揮を行う。

○　担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
　　いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
　　校長（教頭）に報告する

○　学年担当は、事実の確認のため、担任や学年主任と連携して情報収集を行う。
　　いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

○　学年主任は、事実の確認のため、担任や学年担当と連携して情報収集を行う。
　　いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
　　校長（教頭）に報告する。事後指導や見守りに関し、学年に対して指揮を行う。

○　生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
　　児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
　　校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○　教育相談主任は、いじめを受けた児童や保護者、関係者に適切な相談者や関係機関を見きわめ、連絡や調整を図る。

○　特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○　養護教諭は、身体に異常がないか確認し、教職員と連携して支援を行う。

○　さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○　スクールカウンセラーは、いじめを受けた児童や、心を痛めた児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
　　専門家の視点から教職員や保護者にアドバイスを行う。

○　スクールソーシャルワーカーは、いじめを受けた児童や、心を痛めた児童の家庭環境への配慮を行い、教職員と連携して支援を行う。
　　専門家の視点から教職員や保護者にアドバイスを行う。

○　保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

○　地域は、いじめを発見、またはその疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ　重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

○　いじめにより生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、**「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処**を確実に行う。

○　重大事態について

ア）いじめにより「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　　等

イ）いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 年間３０日を目安とする。
- 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○　児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

ア）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※　教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

１　学校は、直ちに教育委員会に報告する。

２　学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

３　学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

４　学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

５　学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

６　学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

１　学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ　研修

１　職員会議

（１）学校いじめ防止基本方針の周知徹底：方針の浸透を目指し、職員会議等で確認や連絡を行う。また、いじめが発生した際には、直ちに臨時に会議を開き、事後指導の確認や、再発防止に関して、共通理解を行う。

（２）取組評価アンケートの実施、結果の検証：結果を受け、体制の確認や改善を行う。また、場合に応じて、事例を挙げて検証を行い、職員の共通理解と意識啓発を図る。

２　校内研修

（１）「わかる授業を進めること」

〇授業規律：誰もがわかる授業づくりのため、日々、教材研究を行い、授業の質の向上を図る。児童の目線に立ち、児童との対話や交流を通して、児童との信頼関係を築く。

（２）生徒指導・教育相談に係る研修

〇児童理解など：学級や学年内で、周知が必要な児童に関しては、全職員が共通理解できるよう研修を行う。その際に、個に応じた指導が行えるよう、事例を挙げ、適切な対応・指導を伝達する。

（３）情報モラル研修：調べ学習での情報収集や活用時等に関わる著作権や、携帯やパソコン使用に伴う、インターネットトラブルなど、情報の扱い方、情報端末の正しい扱い方や知識について、学年に応じて指導を行う。また、教職員も適切な指導が行えるよう、研修を行う。

Ⅹ　子どもの意見の反映

１　児童のいじめ問題についての捉え

令和７年度植竹小学校児童会スローガンの作成

『心やさしく　助け合い　笑顔であいさつ　植竹小』

２　児童の「ストップいじめ！」に向けた取組

（１）あいさつ運動キャンペーン

あいさつで学校全体を明るく元気な雰囲気にするために、児童会を中心にあいさつ運動キャンペーンを行った。９月に第１回、１１月に第２回を行った後、週１回程度の常時活動とすることで、全校にあいさつの輪を広げることができた。

（２）幸せの盆栽キャンペーン

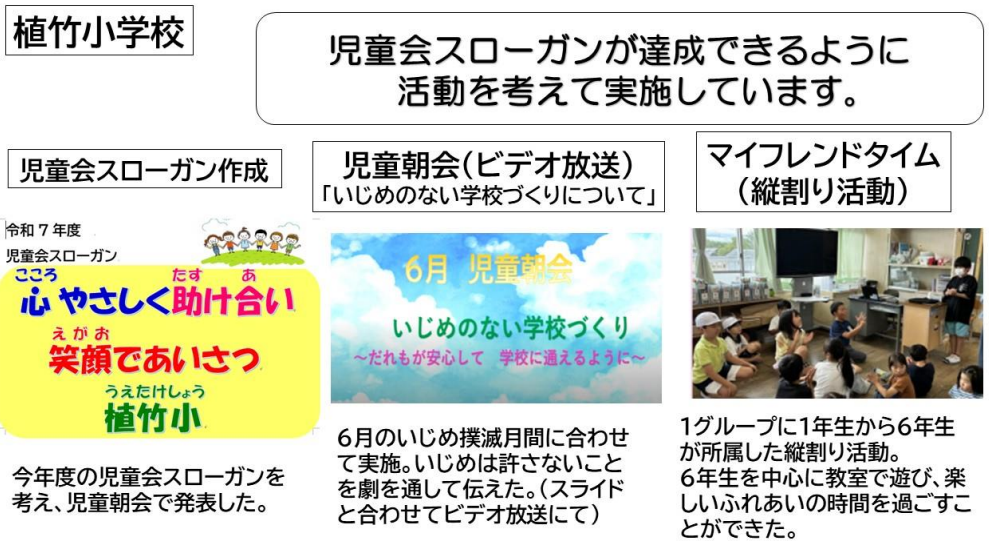
人とのかかわりの中で、「人にしてもらってうれしかったこと」や「ありがとうの気持ち」を盆栽の葉に模した画用紙に書き、幸せボックスに入れる活動を行った。計画委員が大きな台紙（盆栽の幹）に貼っていくことで幸せの盆栽を完成させ、人と助け合う心や感謝の気持ちを育てる活動にすることができた。

（３）「いじめ防止」啓発動画作成

６月の「いじめ撲滅強化月間」に合わせ、児童会が主体となりいじめ防止の動画を作成し、児童朝会で全校放送した。いじめられる人の気持ちに迫る劇を通して、言葉の責任や、いじめがよくない理由について考えさせる構成となった。

（４）マイフレンドタイム

異学年との交流を通して、それぞれの発達特性に合った成長を促すことと、異学年の友達と楽しく過ごすことを通して望ましい人間関係を深めることをねらいとし、年間９回行った。低学年が高学年への憧れをもったり、高学年がリーダーシップを発揮したりする姿が見られた。



Ⅺ　ＰＤＣＡサイクル

より実効性の高いいじめの防止などの取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

１　年間の取組についての検証を行う時期（ＰＤＣＡサイクルの期間）の決定

（１）検証を行う期間：各学期とする。

２　いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

（１）いじめ対策委員会（定例）の開催時期：７月、１２月、３月とする。

（２）校内研修会等の開催時期：

５月　：児童理解研修

７月（夏季休業中）　：生徒指導に係る伝達研修

７月（夏季休業中）　：人間関係プログラムに係る伝達研修

８月（夏季休業中）　：人権教育研修

２学期　：児童理解研修